

# 発明の取り扱いについて 著作権について

---

産学・地域連携推進機構

知財・法務部門

03-5463-4037 [chizaijm@m.kaiyodai.ac.jp](mailto:chizaijm@m.kaiyodai.ac.jp)

# 知的財産権とは

**特許権(特許法)**  
発明/出願から20年

**実用新案権(実用新案法)**  
考案(小発明)/出願から10年

**育成者権(種苗法)**  
植物の新品種/登録から25年

**商標権(商標法)**  
商標に化体した信用/更新付10年

**意匠権(意匠法)**  
物品のデザイン/登録から20年

**著作権(著作権法)**  
芸術的創作/死後50年

営業秘密等(不正競争防止法)

■ : 絶対的独占権(知らなかったではすまされない権利)

□ : 相対的独占権(ものまねしてはいけない権利)

# 知的財産権とは

<特許権が保護されない場合>

発明の創出

発明を模倣

模倣する  
発明を待つ

発明を  
創出しない

特許法の目的は産業の発達  
に寄与すること(第一条)

新製品が出ず、  
経済が衰退

# なぜ、博士論文と発明が関係するか？

## ■ 発明とは？

自然法則を利用した技術的思想のうち高度のものをいう(特許法2条2項)。

## ■ 博士課程

専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うこと。又、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと(大学院設置基準4条1項)

**高度な研究をしているため、  
発明を創出している場合があります。**

# 発明の取り扱いについて <主体要件>

## ■ 発明者を確認する

発明者は実験を手伝った人ではなく、**アイデアを閃いた人、アイデアを具現化した人**です。

## ■ 他機関の発明者がいる場合

発明者に他機関の人がいる(他機関の人と研究している)場合、他機関との調整が必要となります。

# 発明の取り扱いについて <主体要件>

- 社会人ドクター・大学と雇用関係がある場合  
指導教官に報告し、  
会社の職務内での発明か→会社の規定に従う、  
雇用されているプロジェクト等の範囲内か→大学での職務発明、  
博士課程内の研究か→個人発明  
を確認します。
- 卒業後、出願を希望する場合  
発明完成時点での帰属が出願人となり、現時点の所属でないことに留意する。

# 発明の取り扱いについて <客体的要件>

## ■ 発明の公開

論文(学会・図書等)やSNS等で公開されることで、**特許性の判断材料**となり、特許化されないことがあるため、公開時期を確認・調整します。

また、出願を検討している場合、関連する論文が特許性の判断材料となることも留意します。

## ■ 特許性

創出した発明は、先行技術と比較して、新規性・進歩性があることが必要です。

**学内手続事項は、知財・法務部門へご相談下さい。**

# 著作権について <著作権とは>

■ 著作物とは(著作権法2条1項1号)

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、**学術**、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

■ 例示(著作権法10条1項各号)

小説、脚本、**論文**、**講演**その他の言語、音楽、舞踊  
又は無言劇、絵画、版画、彫刻その他の美術、**建築**、**地図**又は学術的な性質を有する**図面**、**図表**、**模型**  
**その他の図形**、映画、**写真**、**プログラム**



# 著作権について <著作権とは>

## ■ 著作権の発生

著作物を創作した時点で発生し、権利を得るための  
手続(出願等)は、一切必要ない。

## ■ 著作権の性質

著作者人格権+財産的権利

# 著作権について <著作権の侵害>

- 著作権の侵害＝著作物の利用  
創作した著作物が、**既存の著作物に依拠\***し、かつ、既存の著作物と**類似している場合**、著作権の侵害が成立する
- 例えば、他人の論文を見て、少々変更した場合作成した論文は、依拠したことになり、かつ、元の論文と類似し、著作権侵害となる。

\* あるものに基づくこと。よりどころとすること。

# 著作権について <引用とは>

- 引用(著作権法32条1項)→参考ではない  
公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

# 著作権について <引用時とは>

## ■ 引用時の注意事項

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- (3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること(自分の著作物が主体)。
- (4) 出所の明示がなされていること。

## 【参考】

### 東京海洋大学の発明の取り扱いについて

- 東京海洋大学の教職員（教授・准教授等）が創作した発明等（発明、著作物）は、**原始的に大学に帰属**します。
- 大学に帰属することから、出願可否を審議後、出願可となった場合、大学名義で出願します。

**勝手な出願や許可なく成果物（菌・ウイルス・泥・食品・分析データ等）を他人に渡すことは規則違反となります。**

本内容について個別セミナーも開催します。

その他、知財に関するご相談は  
[chizaijm@m.kaiyodai.ac.jp](mailto:chizaijm@m.kaiyodai.ac.jp) まで